



申
21
号

「乗務員(運転士)養成に関する見直しについて」 に関する申し入れ 団体交渉を行う! ② 6月27日開催

5. 経験年数が浅い運転士が指導操縦を行う可能性がある事から、指導操縦者に対する教育、フォローを十分行うこと。

【回答】指導操縦者に対しては今後も必要な教育を実施していく考えである。

【交渉での議論ポイント(要旨)】

- ・各区所では指導副長や指導担当によるレクチャーやフォローを行う。総合研修センターでは新任指導操縦者研修等を行う。今後においても、指導操縦者に対する教育を行っていく。
- ・“駅直”の社員が指導操縦者を担う際の教育は、今後実施すべき内容の方向性を見て必要な見直しを行う。

6. 運転士見習いが、基本動作や基礎知識を学ぶ期間に関しては、従来どおり専属の指導操縦者が指導を行うこと。

【回答】乗務講習については、基本的な運転操作が習熟するまでは同一の指導操縦者が指導することを基本としている。

【交渉での議論ポイント(要旨)】

- ・前期訓練までは同一の指導操縦者が指導することを基本とする。
- ・箇所の特情や見習い運転士の進捗等を踏まえ、前期訓練後においても同一の指導操縦者にすることもある。判断は各職場で行う。

グループ制導入後においても、専属の指導操縦者が前期訓練までは指導することを確認!!

7. グループ制を導入するにあたり、円滑で的確な指導が行えるよう、運転士見習いの傾向や進捗状況について、指導操縦者間で共有できる体制を構築すること。

【回答】各職場で必要な情報共有を行える仕組みを検討し、グループ制を円滑に進めていく考えである。

【交渉での議論ポイント(要旨)】

- ・指導操縦者のグループチャットや定例的なミーティング、グループの取りまとめとして指導担当をリーダー役として配置するなど検討中である。
- ・チャット等の文字だけでは細かい意図などが伝わりにくい部分もあり、対面で議論する場は重要である。
- ・グループの人数に上限は設けないが、各職場において適切な人数を決めていく。
- ・グループによる養成で課題があれば、マンツーマンの養成に変更することも可能である。

同じグループでの指導操縦者間のコミュニケーションは対面で行うことが重要であることを確認!!

8. 指導操縦者に対して支給される手当については、指導操縦者全員に支給すること。

【回答】就業規則等に則り取り扱うこととなる。

【交渉での議論ポイント(要旨)】

- ・現在と同様に指導操縦者(予備を除く)に発令された社員に職務手当を支給する。

9. 改正後の新たな教育体制については、地方における特情や、担当線区等十分に考慮し、職場の意見等を踏まえ実施すること。

【回答】引き続き、各職場の実施に合わせた技能講習を実施していく考えである。

【交渉での議論ポイント(要旨)】

- ・EC28回生の前期講習からグループ制を開始し、ヒアリング等で良い点や課題を取りまとめ職場に共有しながら進めていく。

教育が確実に出来る体制を構築し、鉄道の安全を守り抜こう!!